

---

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース  
2014/2/21 号 (No. 186)

---

【知的財産権部からのお知らせ】  
知財関連無料法律相談のご案内

JETRO 北京事務所では、中国における日系企業の知財活動を支援するため、ニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題、中国における商標、専利（発明、実用新案、意匠）の個別事案、技術取引における法務／金融／契約等に関する無料相談サービスを実施しています。本サービスでは専門家からのアドバイスを日本語で受けることができます。

相談サービスにつきましては、以下の法律事務所・専利代理事務所の協力を得ています。

- ・北京市天達律師事務所
- ・北京集佳知識産権代理有限公司

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先まで E-Mail でお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談者情報（勤務先、所属部署、氏名、電話番号、E-Mail）
- ・相談希望日時
- ・相談内容（相談の背景、現状問題となっている事項含め、可能な範囲で詳細にご記入ください）  
※ご相談いただいた内容については、外部公表いたしません。

<申込先>

JETRO 北京事務所知的財産権部  
E-Mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

---

【最新ニュース・クリッピング】

○ 法律・法規等

1. 「特許に係る国家標準に関する管理規定」が施行(国家知識産権網 2014年1月26日)
2. 改正『インターネット情報サービス管理弁法』、近々発表の見通し(新華網 2014年1月21日)

○ 中央政府の動き

1. 中国政府、I C産業発展促進の新政策、近々発表へ(新華網 2014年1月27日)
2. 国家工商総局、今年不正競争防止の重点活動を決定(工商総局公式サイト 2014年1月22日)
3. 中国・ドイツ PPH 試行プログラム、2016年まで期間延長(国家知識産権網 2014年1月22日)
4. 権利侵害・模倣品摘発活動指導グループ、14年の重点活動を説明(中国政府網 2014年1月22日)
5. 権利侵害・模倣品に係る行政処罰情報を積極的に公開へ＝国務院(国家知識産権網 2014年1月22日)
6. 商務部が「中華老舗企業」を700社認証、ブランドの海外進出及び世界展開を支援(中国新聞網 2014年1月19日)
7. 申長雨局長と在中国 EU 商工会議所の Davide 主席、北京で会談(国家知識産権網 2014年1月17日)
8. 中国・EU 知的財産権協力新プロジェクト、16日より始動(商務部公式サイト 2014年1月17日)
9. 全国知識産権局局長会議が北京で開催、申長雨局長が演説(国家知識産権網 2014年1月16日)
10. 独占禁止分野の第2回中米ハイレベル対話、北京で開催(工商総局公式サイト 2014年1月16日)

11. 中央銀行、SIPO など 6 部門、技術革新の金融サポート推進で「意見」発布(国家知識産権戦略網 2014 年 1 月 16 日)
12. 李克強総理が常務会議を招集、社会信用システムの早期構築を強調(中国政府網 2014 年 1 月 15 日)

○ 地方政府の動き

1. 江蘇省、新興産業の特許登録件数が急増、全体の 45.5%に(江蘇省人民政府公式サイト 2014 年 1 月 27 日)
2. 中関村核心エリアで知的財産権サービス協力組織が設立(新華網 2014 年 1 月 26 日)
3. 華北地区の専利行政法執行協力指揮センター、正式に設立(国家知識産権網 2014 年 1 月 25 日)
4. 上海市、戦略的新興産業の知的財産権活動を強化、実施意見を発布(上海市政府公式サイト 2014 年 1 月 20 日)
5. 重慶市に国内初の総合的な知的財産権文化博物館が設立(国家知識産権網 2014 年 1 月 20 日)
6. 広東省、2020 年までの知的財産権サービス業発展プランを発布(国家知識産権網 2014 年 1 月 15 日)
7. 香港行政長官「施政報告」、知的財産権貿易の中心地を目指す(中国新聞網 2014 年 1 月 15 日)

○ 司法関連の動き

1. 上海市第一中級法院、国内初の訴訟前営業秘密禁止令を発行(上海政府網 2014 年 1 月 26 日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

1. 文化部が 2013 年 10 大事件を発表、著作権関連は 5 件(文化部公式サイト 2014 年 1 月 24 日)
2. 国家知識産権局、2013 年の知的財産権法執行活動の取締実績を発表(国家知識産権戦略網 2014 年 1 月 22 日)
3. 黒龍江七台河市工商局、大量のトヨタ自動車部品の偽物を摘発(工商総局公式サイト 2014 年 1 月 16 日)
4. 広州市工商局、昨年の「傍名牌」10 大事件を公表、「パナソニック」、「ホンダ」など(工商総局公式サイト 2014 年 1 月 15 日)

○ 多国籍企業 R&D

1. 華為技術、2013 年研究開発への投資は 330 億人民元(新華網 2014 年 1 月 16 日)

○ 統計関連

1. 昨年のマドリッド国際商標出願が 2273 件、8.2%増(工商総局公式サイト 2014 年 1 月 26 日)
2. 欧州特許庁の昨年の特許出願が 26 万 5000 件、中国からの出願が 18%増(新華網 2014 年 1 月 21 日)
3. 中国の情報化指数は年平均 18.9%増、2012 年は 74.84 に(国家知識産権戦略網 2014 年 1 月 20 日)
4. 特許など審判の電子請求率が安定的に増加、全国平均 36.5%に(中国知識産権资讯网 2014 年 1 月 17 日)
5. 2013 年の外資導入額は 5.25%増、連続 11 ヶ月のプラス成長(商務部公式サイト 2014 年 1 月 17 日)
6. 昨年の PCT 出願が 2 万 2924 件に、1 万人に平均 4.02 件の特許を保有(新華網 2014 年 1 月 16 日)

○ その他知財関連

1. 米 ITC、中興など 4 社の携帯、タブレット端末に「337 調査」を実施(新華網 2014 年 1 月 19 日)

## ●ニュース本文

## ○ 法律・法規等

## ★★★1. 「特許に係る国家標準に関する管理規定」が施行★★★

国家標準化管理委員会と国家知識産権局が共同で作成した「特許に係る国家標準に関する管理規定（暫定）」は今年1月1日より施行された。特許に係る国家標準の関連問題について国が初めて打ち出した規定で、特許情報の開示、特許の実施許諾、特許に係る強制的国家標準についての特別規定などが盛り込まれている。

「規定」は、強制的国家標準は一般的に特許に係ることがないとしている。特許の実施などを必要とする国家標準について、権利者または出願者が「規定」に基づいて許諾声明を出すことができる。権利者または出願者が許諾を拒絶した場合は、国家標準化管理委員会と国家知識産権局を含む関連部門は、権利者または出願者と協議して解決する。

また、国家標準化管理委員会には、特許に係る強制的国家標準を發布する前の30日に関連内容を公示することが義務付けられる。公示期間は申請により60日に延長することができ、如何なる組織、個人も国家標準化管理委員会に関連の特許情報を書面で通知することができる。

(出典：国家知識産権網 2014年1月26日)

## ★★★2. 改正『インターネット情報サービス管理弁法』、近々発表の見通し★★★

当局筋から得た情報によると、改正された『インターネット情報サービス管理弁法』（以下：弁法）は春節（旧正月、1月31日）前後に発表される見通しで、インターネットに対する監視・管理と海賊版の取り締まりが強化される見込みである。

現行の『インターネット情報サービス管理弁法』は2000年9月に公布、施行された。公布から10数年が経ち、インターネット環境の飛躍的な向上に伴い、国内外で海賊版が横行している実態が現れ、現行の『弁法』では対応できなくなり、インターネット業界の発展も著しく阻害されている。

法改正によって、インターネット上の動画・音楽視聴サイトの海賊版が生き延びる空間が狭まり、海賊版が抑止され、ライセンスや正規版を保有する同業界の大手企業の発展に弾みがつくことが期待されている。

(出典：新華網 2014年1月21日)

## ○ 中央政府の動き

## ★★★1. 中国政府、IC産業発展促進の新政策、近々発表へ★★★

権威筋によると、半導体集積回路（IC）産業の発展に向けた新たな支援政策が制定されており、近々発表される見通しだ。IC政策の強化は、政府のイノベーション強化、チップ国産化を加速させる方針を意味する。

支援政策はチップの設計から製造までの全産業チェーンに及び、中長期的な視野に立ち、集積回路製造業の問題解決に取り組むものである。中でも、設備と製造プロセスが支援の重点となっており、幾つかの企業とプロジェクトが重点的な支援を受ける見通しである。

業界関係者は「支援政策の実施後、中国の集積回路製造業の生産プロセスの水準は大幅に向上し、世界一流の水準に並ぶだろう。それにより、国際市場の産業チェーンにおける発言権も拡大する」と指摘する。

(出典：新華網 2014年1月27日)

## ★★★2. 国家工商総局、今年不正競争防止の重点活動を決定★★★

国家工商行政管理総局の競争執法局は1月17日、2014年度の「反独占・反不正競争法執行活動要点」を發布し、競争秩序の維持、法律制度の整備、インフラ整備の各面の活動重点を明らかにした。

競争秩序を損なう行為の取締について、経済・社会に大きな影響を与える重大事件を厳しく取り締まるとともに、模倣行為や営業秘密の保護などを含め、市場競争における焦点問題に係わる不正競争の摘発を強化する。法律整備について、「要点」は「反不正競争法」の改正を推進し、「知的財産権濫用による競争排除、制限の禁止に関する工商行政管理機関の規定」など制度の研究に取り組むとともに、各地方の工商部門に対し、規範化した法執行体制の確立を求める。

このほか、インフラ整備について、「要点」には情報技術の活用、電子証拠関連活動の奨励・支援、典型的な事件データバンクの作成、人材育成の強化などの内容が盛り込まれている。

(出典：工商総局公式サイト 2014年1月22日)

### ★★★3. 中国・ドイツ PPH 試行プログラム、2016 年まで期間延長★★★

中国国家知識産権局（SIPO）とドイツ特許商標庁（DPMA）は、今年1月22日に期間満了を迎える両国間の特許審査ハイウェイ（PPH）試行プログラムを、さらに2年間延長し、2016年1月22日まで実施することで合意した。

SIPO と DPMA が締結した「特許審査ハイウェイに関する共同声明」によると、双方は2012年1月23日から2014年1月22日まで PPH 試行プログラムを実施する。これまでは順調に進捗し、良好な効果を収めたことを受け、双方は試行期間の延長を決定した。両国での PPH 請求に関する要求と手続などはこれまで通りである。

(出典：国家知識産権網 2014年1月22日)

### ★★★4. 権利侵害・模倣品摘発活動指導グループ、14 年の重点活動を説明★★★

国務院新聞弁公室が1月21日行った記者会見で、全国の権利侵害・模倣品摘発活動指導グループの柴海濤副主任は、知的財産権侵害と模倣品製造販売の摘発活動について過去の成果を説明した上、今年の重点活動を明らかにした。

柴海濤副主任によると、指導グループは今年、民生の保障・改善と現代的市場体系の整備、イノベーションの促進、法制化ビジネス環境の整備など各分野の業務を強化する計画だ。重点活動としては、▽権利侵害・模倣品関連犯罪の新たな特徴を踏まえた特別行動の実施、▽権利侵害・模倣品事件に対する行政処罰の情報公開の推進、▽行政法執行と刑事司法との連携の推進、▽権利侵害・模倣品摘発活動を紹介する公式サイトを設立して情報配信を増加するなど普及啓発の強化——を挙げた。

(出典：中国政府網 2014年1月22日)

### ★★★5. 権利侵害・模倣品に係る行政処罰情報を積極的に公開へ＝国務院★★★

国務院新聞弁公室が知的財産権侵害と模倣品製造販売の摘発状況に関して21日開いた記者会見で、国の関連部門は今年、権利侵害・模倣品に係る行政処罰情報の公開作業を推進する方針であることがわかった。これにより、行政部門の法執行活動が世論の監視下に置かれることになる。

全国の権利侵害模倣品摘発活動指導グループ弁公室の柴海濤・副主任によると、政府の職能転換と市場の監視管理強化の重要な施策として、国務院常務会議で昨年末、権利侵害・模倣品関連の行政処罰情報の公開に関する意見が採択された。

行政部門はこれまで、当事者に知らせる行政処罰の結果について、第三者からの申請がない限り、公開する必要はなかった。国務院が採択したこの意見で、行政部門は今後、関連事件の処罰情報を積極的に公開することが義務付けられる。

全国では毎年、権利侵害・模倣品関連の行政処罰事件が20数万件に上る。情報公開で違法犯罪の抑制と行政部門の法執行活動の公正性、透明性の向上につながる事が期待される。

(出典：国家知識産権網 2014年1月22日)

**★★★6. 商務部が「中華老舗企業」を700社認証、ブランドの海外進出及び世界展開を支援★★★**

中国商業連合会が19日、『2013年中国ブランド発展報告』を発表した。同報告書によると、これまで商務部の認証を受けた「中華老舗企業」は700社以上に達している。

報告書の紹介では、中華老舗企業のほとんどは、数百年も伝えられてきた独自の技を持っており、独占する資源には先天的な優位性がある。一方、限られた一部の老舗企業は知的財産権の保護、独自技術の開発などの一連の措置を通じて発展を実現したほか、多くの老舗企業はブランドの再生・維持などの能力が不足し、発展が阻害されていることが現実である。

商務部が「中華老舗企業」を認証する目的は、顕著な長所と発展の潜在力を持つ老舗企業を育成し、競争力を持つ自主ブランドの海外進出及び世界展開を支援するという経済戦略を実現することにあるという。

(出典：中国新聞網 2014年1月19日)

**★★★7. 申長兩局長と在中国EU商工会議所のDavide主席、北京で会談★★★**

国家知識産権局(SIPO)の申長兩局長は16日、在中国欧州連合(EU)商工会議所のDavide Cucino主席と北京で会談した。会議でEU商工会議所が「中国におけるEU企業の提案書2013/2014」を提出し、SIPOの李玉光副局長が同席した。

申長兩局長は、重要な貿易パートナーであるEUと中国は知的財産権分野においても良好な協力関係を続けてきたと指摘し、EU企業が中国の関連政策を理解し、中国がEU企業の需要を理解するための懸け橋としてのEU商工会議所の役割を評価した。また、中国共産党第18回大会が掲げた知的財産権運用・保護の強化に関する方針を説明した上、国家知識産権局としてはEU企業との協力、交流を深めて行きたいと表明した。

Davide主席は、双方の交流、協力を引き続き推進し、懸け橋としての役割を生かし、イノベーションの経験をSIPOと共有したいと語った。2000年10月19日設立された同商工会議所には様々な業界からのEU企業1600余社が加盟している。

(出典：国家知識産権網 2014年1月17日)

**★★★8. 中国・EU知的財産権協力新プロジェクト、16日より始動★★★**

中国と欧州連合(EU)による知的財産権協力の新プロジェクトが16日、北京で始動した。中国商務部をはじめとする10数の政府部門と、欧州委員会、在中国EU代表団、欧州共同体商標意匠庁(OHIM)から100名以上の代表が出席した。商務部の張向農・部長助理、OHIMのカンピーノス(Antonio CAMPINOS)長官らが演説を行った。

新プロジェクトの実施期間は3年。立法、法執行、司法、双方向交流、PR・普及などを含む3分野の16方面で協力が進められる。中国側は15の政府部門と一部の業界組織、企業、産業パークが参加する。双方はすでに2014年度の活動計画で一致に達しており、これから実施の段階に入ることとしている。

中国とEUはこれまで、知的財産権保護に関する第一期(1996~2004年)、第二期(2007~2011年)協力プロジェクトを実施し、目覚ましい成果を上げている。昨年11月21日の第16回中国EU指導者会合で、双方が知的財産権分野の新しい協力協定を締結した。

(出典：商務部公式サイト 2014年1月17日)

**★★★9. 全国知識産権局局長会議が北京で開催、申長兩局長が演説★★★**

全国各地の知識産権局の局長が出席する全国知識産権局局長会議は1月15日、北京で開催された。国家知識産権局(SIPO)の申長兩局長が会議に出席し、「改革深化 イノベーション奨励 知的財産権活動の新局面を切り開く」をテーマに演説を行った。

申局長は演説の中で 2013 年の全国の知的財産権活動における主な進捗を総括し、知的財産権戦略の実施徹底、キャパシティビルディング、企業による知的財産権移転の促進、発展環境・サービス水準の向上、人材の育成、国際交流の推進など各分野で収めた成果を評価した。

また、申局長は今年の活動について、国と党の関連方針に基づき、思想の解放と改革の深化を一層進め、経済・社会の発展を促進する上の知的財産権の役割発揮に力を入れるよう求めた。

(出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 16 日)

#### ★★★10. 独占禁止分野の第 2 回中米ハイレベル対話、北京で開催★★★

独占禁止に関する第 2 回中米ハイレベル対話は 9 日、北京で開催された。国家工商行政管理総局の孫鴻志副局長が出席し、演説を行った。孫副局長は、工商総局が昨年に進めた独占禁止活動について説明した上、市場監視管理の役目を果たし、独占と不正競争に対する監視、管理を引き続き強化していく方針を明らかにした。

孫副局長によると、工商総局は今後、▽影響が大きく、市場競争を深刻に損なう独占事件の摘発、▽知的財産権濫用による競争排除、制限の行為を禁止する法規の作成、▽良好な競争文化の育成と PR、▽人材育成の強化、▽国際交流の推進——の 5 分野に力を入れることとしている。

中国と米国からの 5 つの独占禁止機関が参加したこの会議で、独占禁止と知的財産権の関係、競争政策の位置付けなどの課題について議論が交わされた。米側は中国の独占禁止活動に賞賛の意を表し、双方はハイレベル対話というプラットフォームを活用して共同の懸念問題について交流、協力を進めていくことで合意した。

(出典：工商総局公式サイト 2014 年 1 月 16 日)

#### ★★★11. 中央銀行、SIPO など 6 部門、技術革新の金融サポート推進で「意見」発布★★★

中国人民銀行（中央銀行）と科学技術部、銀行業監督管理委員会、証券監督管理委員会、保険業監督管理委員会、国家知識産権局（SIPO）の 6 部門はこのほど、科学技術に対する金融サポートを推進する旨の「意見」を共同で発布した。金融面の支援策が盛り込まれ、特に個人投資家によるベンチャー投資である「エンジェル・インベストメント」を奨励することが初めて表明された。

創業支援資金の拡大を目指し、「意見」はより多くの資金を創業投資に誘致するよう投資政策、環境を整備し、エンジェル・インベストメントの発展を奨励する。また、技術系企業の上場をサポートし、科学技術系企業の上場、追加融資、M&A（合併買収）などの制限を緩和し、融資チャネルの拡大を支援するとしている。

このほか、「意見」には銀行など金融機構の商品・サービスの刷新、技術系零細企業への融資促進などに関する施策も盛り込まれた。

(出典：国家知識産権戦略網 2014 年 1 月 16 日)

#### ★★★12. 李克強総理が常務会議を招集、社会信用システムの早期構築を強調★★★

國務院の李克強総理は 1 月 15 日、社会信用システムや、信義誠実の経済・社会環境の早期構築を検討するための國務院常務会議を招集した。

会議は、「信用は市場経済の礎石であり、信用欠如が中国の経済発展における大きな弱点である。偽物の製造・販売や詐欺、債務逃れ、貸付金の騙し取り、学術研究の不正などが多発し、企業や国民に大きな被害をもたらした」とした上で、『社会信用システム建設計画綱要（2014～2020 年）』を採択した。さらに、政務・ビジネス・社会の信義誠実を含む社会信用システムの整備の推進、インフラ整備の強化、立法作業の推進、普及啓発・PR の強化などに取り組むよう求めた。

このほか、会議では、社会の各分野を信用システムに組み入れなければならない、中でも、食品薬品安全や社会保障、金融などの分野を重点として、整備の作業を加速させる必要があるとしている。また、信用を守る者を奨励し、信用を失う者には懲罰を与え、信用を失ったら罰が当たるという教訓を、

人の一生を戒める警鐘とするよう賞罰制度と信用体制の構築を推進しなければならないことが強調された。

(出典：中国政府網 2014年1月15日)

## ○ 地方政府の動き

### ★★★1. 江蘇省、新興産業の特許登録件数が急増、全体の45.5%に★★★

江蘇省の新エネルギー、新素材など10大戦略的新興産業の昨年の特許登録件数は前年比9.7%増の7643件に達し、省全体の特許登録件数の45.5%を占めた。全体に占める比率は前年より2ポイント増加。内訳はバイオ技術・新医薬が2075件、新素材が1209件、省エネ・環境保護が1445件、新エネルギーが542件、スマートグリッドが180件となっている。

江蘇省の昨年のハイテク産業の生産高は5兆元を超え、前年より15%増えた。10大戦略的新興産業の売上総額は18%増加する見通し。また、江蘇省のイノベーション能力は5年連続で全国トップを維持し、昨年の研究開発費の対GDP比が2.4%以上に達し、専利（特許、実用新案、意匠を含む）登録件数は特許登録の1万6800件を含む23万9600件だった。

(出典：江蘇省人民政府公式サイト 2014年1月27日)

### ★★★2. 中関村核心エリアで知的財産権サービス協力組織が設立★★★

18の知的財産権サービス機構が加盟する中関村核心エリアの知的財産権サービス協力組織はこのほど、北京市海淀区で設立式典を行い、正式に発足した。海淀区知識産権局が設立式典を主催し、北京市知識産権局、中関村管理委員会、海淀パーク管理委員会の責任者と、中関村の知的財産権サービス機構、企業、マスコミの代表が出席した。

同協力組織は核心エリアの資源を統合し、交流・協力の場を提供して知的財産権と科学技術、金融などの各分野のイノベーションの相互結合を推進することで、ハイテク産業の発展を後押しし、知的財産権の創造・運用・保護・管理能力の底上げを促すことを目指す。

海淀区は現在、北京市全体の半分に近い112の知的財産権代理機構を抱える。昨年の同区の特許出願件数が市全体の43.5%を占める2万5249件、登録件数が同53.4%の1万253件だった。

(出典：新華網 2014年1月26日)

### ★★★3. 華北地区の専利行政法執行協力指揮センター、正式に設立★★★

北京市と天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区の知識産権局はこのほど、華北地区の専利（特許、実用新案、意匠を含む）行政法執行協力指揮センターに関する活動協定を北京で締結した。これにより、同協力指揮センターが正式に設立された。

華北地区の専利管理部門はこの前、国家知識産権局の支援の下で、華北地区専利侵害判定コンサルティングセンターを設立した。行政法執行協力指揮センターの設立は、地域における行政法執行協力の推進、活動効率の向上、イノベーション環境の改善に寄与する上、華北地区の専利をめぐる行政事件の関連業務のレベル、規範化を一段と促進するものとみられる。

(出典：国家知識産権網 2014年1月25日)

### ★★★4. 上海市、戦略的新興産業の知的財産権活動を強化、実施意見を発布★★★

上海市知識産権局と市発展改革委員会、工商局、版權局など10部門はこのほど、「上海市戦略的新興産業の知的財産権活動の強化に関する実施意見」を共同で発布した。

「実施意見」は、▽2020年までに上海市の戦略的新興産業の知的財産権競争力がアジア太平洋地区の先進レベルに達する、▽2015年までに国際的な影響力がある企業100社、特許活動モデル企業450社、著作権モデル企業100社を育成する、▽戦略的新興産業における多数のコア技術と、新しい特許製品と国際的に有名な商標、ソフトウェアを保有する、▽戦略的新興産業に相応しい知的財産権サー

ビス体制を確立し、有名サービス企業 10 社以上を育成する、▽多数の知的財産権複合型人材を育成する——などの目標を掲げた。

このほか、「実施意見」には、企業の知的財産権競争力の向上、知的財産権創造の促進、知的財産権の価値の実現、発展環境の改善、保障の強化など 5 つの分野の 13 施策が盛り込まれている。

(出典：上海市政府公式サイト 2014 年 1 月 20 日)

#### ★★★5. 重慶市に国内初の総合的な知的財産権文化博物館が設立★★★

重慶市知識産権局と重慶理工大学は 17 日、知的財産権戦略的協力協定を締結し、国内初の総合的な知的財産権文化博物館を共同で設立することで合意した。

重慶理工大学の構内に建設される予定の同博物館は年内に建設工事が始まり、3～5 年以内に完成する予定。専利エリア、著作権エリア、商標エリア、地理的表示エリア、無形文化財エリアの 5 つの主要エリアが含まれ、実物展示とインターネット展示を通じて、自動車・オートバイ、装備製造などを含めた各分野の知的財産権文化を展示する。展示と普及啓発、研究、交流を一体化した、知的財産権文化を伝播するプラットフォームになることを目指す。

(出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 20 日)

#### ★★★6. 広東省、2020 年までの知的財産権サービス業発展プランを公布★★★

広東省知識産権局はこのほど、「知的財産権サービス業発展モデル省創建プラン（2013～2020 年）」を公布した。「プラン」は発展の基礎と動き、指導方針、発展原則など 5 つの面から、知的財産権サービスモデル省を目指す広東省の施策、保障体制を定めた。

「プラン」によると、広東省は 2017 年までに知的財産権サービスシステムがほぼ整備し、知的財産権に係わる代理、情報、法律サービスが全省をカバーし、知的財産権サービスを提供する企業が 2000 社に達する目標を掲げている。

このほか、同「プラン」は知的財産権サービスの普及、国際化知的財産権集積センターの設立、知的財産権運営企業の育成、知的財産権評価分析パイロット事業の実施、特許情報ビッグデータサービス基地の建設、知的財産権サービス業評価作業の実施、知的財産権サービスブランド企業の育成、知的財産権サービス人材育成基地の建設——の 8 つのプロジェクトを重点的に推し進めていくことを求めた。

(出典：国家知識産権網 2014 年 1 月 15 日)

#### ★★★7. 香港行政長官「施政報告」、知的財産権貿易の中心地を目指す★★★

香港特別行政区の梁振英長官は 15 日に発表した「施政報告」で、香港政府はクリエイティブ産業の全般的な競争力の向上に取り組み、特に人材の育成、市場の開拓、新企業への支援に力を入れる方針だと明らかにした。

「市政報告」によると、去年に「クリエイティブ智優計画」への投資を拡大したのにつき、政府は当面「映画発展基金」の設立を検討している。知的財産権について、香港商務・経済発展局長官がリーダーを務める作業グループは現在、香港が地域内の知的財産権貿易中心地になることを目指す戦略の策定に取り組んでいる。同戦略は知的財産権保護制度の強化、知的財産権創造・使用の支援、知的財産権仲介サービスの促進、人材資源の強化などが含まれる。

この外、香港政府は引き続き、「調停督促指導委員会」を通じてサービス業の調和のとれた発展を図り、仲裁サービスの発展・普及を進めるための諮詢委員会を設立することとしている。

(出典：中国新聞網 2014 年 1 月 15 日)

#### ○ 司法関連の動き

##### ★★★1. 上海市第一中級法院、国内初の訴訟前営業秘密禁止令を発行★★★

ノバルティスが中国で設立したグローバル研究開発センター、ノバルティス（中国）バイオ医薬研究有限公司が、営業秘密侵害をめぐる紛争で訴訟前の営業秘密禁止令の発行を求める申請はこのほど、上海第一中級人民法院で同社の申請を認め、元職員の賀氏に対し所持の営業秘密の開示を禁止する命令が下された。昨年1月1日に改正「民事訴訟法」が施行されて以来、国内裁判所による初の訴訟前営業秘密禁止令となる。

ノバルティス（中国）によると、同社の化学部門の責任者を務めていた賀氏が昨年8月に離職した後、会社のサーバーから879点の秘密ファイルをダウンロードした。ノバルティス（中国）は、既に競合会社に就職した賀氏がその営業秘密を漏えいすれば、同社に重大な損失を与えることになるとし、今年1月7日、上海第一中級人民法院に訴訟前の営業秘密禁止令を申請した。

上海第一中級人民法院は審理を経て、賀氏に対し879点の営業秘密の内容を開示、使用または他人の使用を許可することを禁止する裁定を下した。

（出典：上海政府網 2014年1月26日）

## ○ ニセモノ、権利侵害問題

### ★★★1. 文化部が2013年10大事件を発表、著作権関連は5件★★★

文化部は先日開かれた全国文化市場管理活動会議で、2013年度の全国文化市場10大事件を発表した。文化部が2008年に初めて年度10大事件を発表し、今年が7回目となる。

10大事件はそれぞれ、公演、エンターテインメント、オンラインゲーム、ラジオ・テレビ、オンライン視聴、文化財、図書、著作権の8領域に係わるもので、この中、コンテンツ関連事件が5件、インターネット関連事件が3件、著作権侵害関連事件が5件だった。7件は刑事責任を追及するために司法機関に移送された。

各地の文化管理部門は昨年、一連の特別行動を実施して法執行の度合いを強化し、多数の重大事件を摘発した。統計によると、各管理部門は合わせて458万5000回の検査を実施し、2万2000件の通報・苦情を受理し、文化関連事件4万1000件について調査を行った。違法者に科した制裁金総額は1億4900万元に上る。

（出典：文化部公式サイト 2014年1月24日）

### ★★★2. 国家知識産権局、2013年の知的財産権法執行活動の取締実績を発表★★★

国家知識産権局は近年、国の知的財産権保護強化に関する方針を徹底し、法執行活動を推進した結果、能力底上げ、体制刷新、業務強化などで新たな進捗を見せ、改革の深化とイノベーション奨励、市場監視管理の強化の各分野でそれなりの重要な役割を果たした。

同局関係者によると、全国の知的財産権管理機関は昨年、各種類の専利（特許、実用新案、意匠を含む）関連事件1万6227件（前年比79.8%増）を処理した。この中、専利をめぐる紛争事件は5056件で101.5%増加した。事件処理の周期は絶えず短縮し、業務レベルも一段と向上。「全国の知的財産権管理機関の法執行能力が安定的に向上し、権利者と企業などが専利保護への需要と信頼感も増強しつつあることが伺える」と同関係者が指摘している。

（出典：国家知識産権戦略網 2014年1月22日）

### ★★★3. 黒龍江七台河市工商局、大量のトヨタ自動車部品の偽物を摘発★★★

黒龍江省七台河市の工商局は消費者の通報を受けて同市のある自動車修理工場を検査し、トヨタブランドを装った大量の自動車部品を摘発した。

七台河市工商局に3日、消費者からある修理工場で偽のブレーキパッドが使用されているとの通報があった。工商局はたちまち、法執行担当官を同修理工場に派遣した。現場で見つかったトヨタの商標が付された大量の自動車部について、工場のオーナーは本物製品と主張していたが、入荷先と販売量などについての説明を拒否し、部品の品質合格書も提供できなかった。

調査を経て、これらの自動車部品は正規品より安い価格で江蘇省、浙江省などから入荷した偽物であることがわかった。「商標法」の関連規定に基づき、工商局は修理工場に対し行政処罰を与えた。  
(出典：工商総局公式サイト 2014年1月16日)

#### ★★★4. 広州市工商局、昨年の「傍名牌」10大事件を公表、「パナソニック」、「ホンダ」など★★★

広州市工商局は昨年、「傍名牌」（有名ブランドの便乗使用）を取り締まる特別行動を実施した。法執行担当官のべ3万9781人が出勤し、各種類の「傍名牌」事件971件を処理し、模倣品の製造販売拠点224ヵ所を閉鎖させた。同局はこのほど、昨年の取締行動で摘発した10の主要事件を公表した。

10大事件の1つは、ある卸売市場で中国馳名商標の「Panasonic」に似た「Panlsonic」商標で販売されるスイッチ、ソケット700点以上を摘発した商標権侵害事件。また、法執行担当官は、自動車用品を扱う某会社のHPで虚偽のライセンス情報を発見し、更なる調査で同社が偽物の「ホンダ」部品であることを知っていながら仕入れ、販売していたことが分かり、同社に対し販売停止、過料などの処罰を下した。

このほか、10大事件には「BURBERRY」や「POLO」、「Pierre Cardin」など国際的に有名なブランドを侵害したものも含まれる。

(出典：工商総局公式サイト 2014年1月15日)

#### ○ 多国籍企業 R&D

##### ★★★1. 華為技術、2013年研究開発への投資は330億人民元★★★

中国の通信機器大手、華為技術（ファーウェイ）が15日に発表したデータでは、同社の2013年の売上げは、前年比8%増の2380億～2400億元、営業利益は前年比43～47%増の286億～294億元、研究開発への投資は330億人民元になった模様だとわかった。

2013年の営業利益は監査前で286億～294億元、2012年の営業利益（監査後）199億6000万元から43.3%増加した。監査後の2013年決算は3月か4月に発表するが、純利益は営業利益から大幅に外れたものにはならないとしている。

同社は過去10年にわたって毎年の売上高の10%以上の資金を研究開発（R&D）に投資しており、2004年～2013年までR&Dへの資金投入は累計して1539億元、2013年も14%の約330億元を投じた。また、世界各地に広がる高速通信サービス「LTE」に続く第5世代（5G）には、18年までに6億ドルの研究開発費を投じる予定だという。

(出典：新華網 2014年1月16日)

#### ○ 統計関連

##### ★★★1. 昨年のマドリッド国際商標出願が2273件、8.2%増★★★

世界知的所有権機関（WIPO）が発表した最新の統計データによると、2013年の中国からのマドリッド協定議定書に基づく国際商標出願は2273件に達し、2012年に比べて8.2%増加した。国際出願件数ランキングにおける順位は2012年の7位から1つ上げた6位となっている。

また、中国を領域指定した出願件数は引き続き世界最多だった。昨年は2万275件で、2012年より3.7%増加した。

(出典：工商総局公式サイト 2014年1月26日)

##### ★★★2. 欧州特許庁の昨年の特許出願が26万5000件、中国からの出願が18%増★★★

欧州特許庁（EPO）が発表した速報値によると、EPOは昨年、特許出願26万5000件を受け付け、2012年より2.8%増加し、過去最高を記録した。中国からの特許出願件数の伸び幅が最も大きい18%だった。

EP0 が昨年受理した特許出願の中に、38 の加盟国からの出願が全体の 35.3% を占める 9 万 3600 件で、前年比横ばいだった。外の地域からの出願については米国が 6 万 4800 件、日本が 5 万 2300 件で、何れもあまり伸びていないのに対し、中国が前年比 18% 増の 2 万 2200 件、韓国が同 16.6% 増の 1 万 6900 件を出願した。

一方、EP0 が昨年登録を認めた特許出願は 6 万 6700 件、前年比 1.7% 増えた。EP0 のブノワ・パティステリ長官は、グローバルなイノベーションの基地である欧州の特許管理機関である EP0 の特許出願件数は 4 年連続で成長を維持していると説明した。

(出典：新華網 2014 年 1 月 21 日)

### ★★★3. 中国の情報化指数は年平均 18.9% 増、2012 年は 74.84 に★★★

このほど発表された「2013 年中国情報化発展レベル評価報告書」によると、中国は 2010 年以降、国民経済と社会発展の情報化が急ピッチで進み、経済と社会各分野の情報化活動が急成長する傾向を示している。全国の情報化指数は 2010 年の 52.94 から 2012 年の 74.84 にまで増加し、年平均増加率が 18.9% に達した。

具体的な指標をみれば、全国のネットワーク整備指数の成長が最も速く、2010 年の 51.1 から 2012 年の 84.15 にまで年平均 28.3% 増加した。このほか、▽情報通信技術応用指数は 2010 年が 51.43、2012 年が 70.55 (年平均 17.1% 増)、▽企業情報化応用指数は 2010 年が 49.76、2012 年が 61.78 (同 11.43% 増)、▽政府情報化応用指数は 2010 年が 47.66、2012 年が 63.92 (同 15.8% 増)、▽住民情報化応用指数は 2010 年が 54.16、2012 年が 78.26 (同 20.21% 増)、▽情報化応用効果指数は 2010 年が 56.79、2012 年が 71.26 (同 12% 増) となっている。

地域別では 2012 年の情報化指数が 90 以上に達したのはほとんどが東部の経済が進んだ地域で、上海、北京、浙江、天津、江蘇、福建、広東が含まれる。また、情報化指数が 70 以下の地域は中西部に集中している。

工業情報化部の楊学山副部長をはじめ、工業・情報化部と教育部、人力資源・社会保障部、商務部、国家知識産権局、31 省(自治区、直轄市)の情報化担当部門の責任者が報告発表会に出席した。

(出典：国家知識産権戦略網 2014 年 1 月 20 日)

### ★★★4. 特許など審判の電子請求率が安定的に増加、全国平均 36.5% に★★★

特許などの拒絶査定不服審判、無効審判の審判電子請求システムが、昨年 4 月 26 日に正式に運用開始されて以来、審判の電子請求率が安定的に増加している。昨年 5 月から年末までの全国の専利代理機構による無効審判の電子請求率が 6.7% に、拒絶査定不服審判の電子請求率が 36.5% に達した。この中、甘肅、安徽、広東、江蘇、山東、浙江などの拒絶査定不服審判の電子出願率が 50% を超えている。

月別に見れば、2013 年 5 月の電子請求が 103 件、紙書類による請求が 628 件、電子請求率が 14.09% だったのに対し、12 月の電子出願が 376 件、紙書類の請求が 497 件、電子請求率が 43.07% となっている。各地域の審判電子請求件数では北京市が最多の 1454 件で、2 位から 5 位はそれぞれ広東が 213 件、上海が 153 件、江蘇が 127 件、浙江が 78 件だった。

「電子請求率の平均値は予想の数字を上回っている」と専利復審委員会の関係者が指摘。電子請求件数が上位にあるのは何れも関連の研修活動、PR を実施した省、直轄市であることもわかり、同責任者は「今後は研修活動と PR を一層強化する」と表明した。

(出典：中国知識産権資訊網 2014 年 1 月 17 日)

### ★★★5. 2013 年の外資導入額は 5.25% 増、連続 11 ヶ月のプラス成長★★★

商務部が 16 日に発表した最新データによると、2013 年の外資導入は安定的に回復上昇し、2 月以降は 11 ヶ月連続で単月の導入額がプラス成長を示した。2013 年通年、中国の外資導入額は 1175 億 8600

万米ドルで、前年比で5.25%増加した、外資系企業の新規設立数は2万2773社で、前年比8.63%減少した。

昨年の外資導入の特徴は、▽サービス業が初めて全体の半分以上を占めた。13年サービス業の実行ベース外資導入額が614億5100万ドルで同14.15%増加し、全体の52.3%を占める▽欧州・米国から中国への投資が急速に回復。米国は33億5300万ドルで同7.13%増加。欧州28カ国は72億1400万ドルで同18.07%増だった▽中部・西部地域の実行ベース外資導入額の伸びが全国平均を上回った。導入額の地域ごとの内訳は、東部が78.45%、中部が14.7%、西部が6.85%で、中部と西部を合わせて初めて20%を超えた——の3つが見られる。

商務部の沈丹陽報道官は、「商務部は次の段階において、関係部門と協調して具体的な開放政策の制定・発表を加速させ、外資導入を強化する方針である」と明らかにしている。

(出典：商務部公式サイト 2014年1月17日)

#### ★★★6. 昨年のPCT出願が2万2924件に、1万人に平均4.02件の特許を保有★★★

中国は2013年末の人口1万人当りの特許保有件数が4.02件に達し、2015年までに3.3件に達するという「第12期五ヵ年計画」に掲げられた目標を前倒しクリアした。15日に行われた全国知識産権局局長会議でわかった。

昨年のPCT国際特許出願が2万2924件に達し、前年比15%増加した。特許出願が同26.3%増の82万5000件で、3種類権利出願に占める割合が初めて3分の1を上回る34.7%に達した。

申長雨・国家知識産権局長によると、各地は昨年、権利者が権利の質をより重視するよう促す奨励策を次々と打ち出すとともに、特許審査業務の改善に努めた。通年で特許出願35万5000件の審査を終え、20万8000件の登録を認め、予期目標を達成した。

発展環境の改善に伴い、中国の知的財産権保護のレベルも絶えず向上している。各地では昨年、專利（特許、実用新案、意匠を含む）関連事件1万6227件が処理され、前年より79.8%増加した。この中、專利紛争関連事件は倍増の5056件だった。

(出典：新華網 2014年1月16日)

#### ○ その他知財関連

##### ★★★1. 米ITC、中興など4社の携帯、タブレット端末に「337調査」を実施★★★

米国際貿易委員会（ITC）は先日、中興通信、ノキア、サムスン、ソニーが米国内で販売する携帯電話、タブレット端末について、米国企業の特許権をめぐる侵害の有無を調べる「337調査」を行なうと発表した。

同調査は米バージニア州にあるPragmatus Mobile社が昨年12月18日に申し立てたもの。同社は米国に輸入され、米国市場で販売された4社の携帯電話とタブレット端末が自社の特許権を侵害したと主張し、ITCに排除命令と輸入禁止命令を出すよう要求した。

「337調査」の手続では、ITCが調査開始後の45日以内に本決定の目標時期を定め、速やかに調査を終えなければならない。通常は1年以内に決定が下される。権利侵害が認められれば、排除命令と輸入禁止命令が出され、これらの製品は米国市場に参入することができなくなる。

(出典：新華網 2014年1月19日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京事務所知的財産権部

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : [post@jetro-pkip.org](mailto:post@jetro-pkip.org)

発行 : JETRO 北京事務所知的財産権部

=====

※本メールマガジンの新規配信・配信停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信・配信停止 <http://www.jetro.go.jp/mail/>

=====

Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved